

感染症対策指針

株式会社アポケアとやま

株式会社アポケアとやま（以下、「法人」という。）は、利用者に対してより良い福祉サービスの提供を実現するために、法人が運営するすべての事業所及び施設（以下、「事業所等」という。）において感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方

事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程及び社会的規範を遵守するとともに、法人における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」（以下、「委員会」という。）を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。

イ) 目的

法人は、事業所等の感染症の発生や感染拡大を防止するために委員会を設置する。

ロ) 委員会の構成

委員会は管理者会議メンバーを委員とする。ただし、必要に応じて他の職員も出席することができる。

ハ) 委員会の開催

委員会は、年間計画に基づき 3 ヶ月に 1 回以上、定期的を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

二) 委員会の検討事項は次のとおりとする。

- ・感染症の予防及び発生時の対策の立案
- ・指針、マニュアル等の整備、見直し
- ・利用者及び職員の健康状態の把握
- ・感染対策に関する、職員への研修及び訓練の企画及び実施
- ・感染症等発生時の対応の検討
- ・その他、感染対策に関すること

ホ) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行い、委員会を開催する。

- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染症対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 利用者の健康管理
- ロ) 職員の健康管理
- ハ) 標準的な感染予防策
- 二) 衛生管理

- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年２回以上「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年２回以上の「訓練」を定期的に実施する。
- ⑤ 委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけて出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、医療機関や保健所、行政関係機関との連携のためにすみやかに報告を行う。
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、職員への周知、利用者家族への情報提供等をすみやかに行う。

3. 本指針の閲覧及び周知

本指針は、求めに応じいつでも閲覧ができるようにしておくとともに、法人ホームページ上で公表する。

<附則>

本指針は、令和3年7月12日から適用する。

本指針は、令和6年6月1日から適用する。

制定日：令和3年7月12日

株式会社アボケアとやま

代表取締役 藤井 明美